

# 船舶事故調査報告書

令和8年2月4日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 伊藤 裕 康（部会長）  
 委員 上野 道 雄  
 委員 高橋 明 子

事故種類	作業員負傷	
発生日時	令和7年3月4日 17時55分頃	
発生場所	福山港 <small>びつちゅう</small> 備中高島港 <small>くろつち</small> 黒土防波堤灯台から真方位295° 3.1海里（M）付近 （概位 北緯34° 27.2′ 東経133° 26.8′）	
事故の概要	作業員は、貨物船CELEBES CLOVERの揚げ荷役作業中、船倉内の積荷上に落下し転倒して負傷した。	
事故調査の経過	令和7年5月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 CELEBES CLOVER、107,058トン 144352、喜多浦海運株式会社 299.99m×50.00m×25.00m、鋼 ディーゼル機関、16,040kW、平成26年3月
乗組員等に関する情報	作業員 61歳	
死傷者等	軽傷 1人（作業員）	
損傷	なし	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北北東、風力 1 海象：海上 平穏 日没時刻：18時05分頃	
事故の経過	本船は、鉄鉱石粉約70,000tを積載し、揚げ荷役の目的で、広島県福山市所在の荷役バースに右舷着けで着岸していた。（図1参照）	

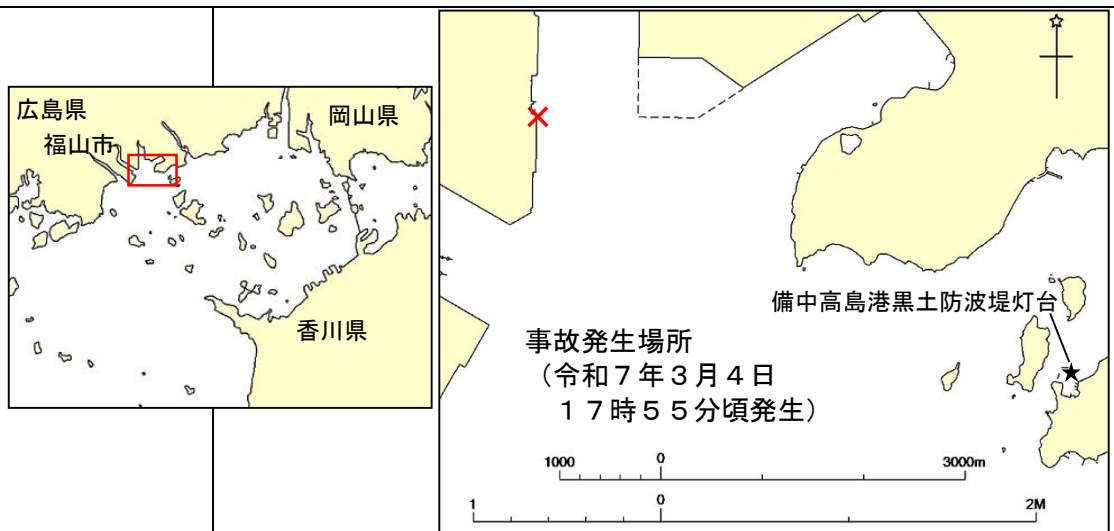


図1 事故発生場所概略図

本船の揚げ荷役作業は、元請け会社（以下「A社」という。）の協力会社によって令和7年3月2日から実施され、荷役バースに設置されたクレーンのグラブバケットによって、ハッチの開いた本船の船倉内から鉄鉱石粉が搬出されていた。

作業員は、4日07時30分頃から‘船首側から4番目の船倉’（以下「本件船倉」という。）の作業に作業指揮者として従事し、甲板上でクレーンへの合図作業を実施していた。

本件船倉には、甲板上から船倉の底部（高さ約27m）に降下するための螺旋階段、踊り場及び垂直ラダーが船尾側中央部に設置され、踊り場はラダープロテクターと呼ばれる柵で囲まれ、甲板上から同プロテクター下部までの高さが約21mであった。（写真1参照）

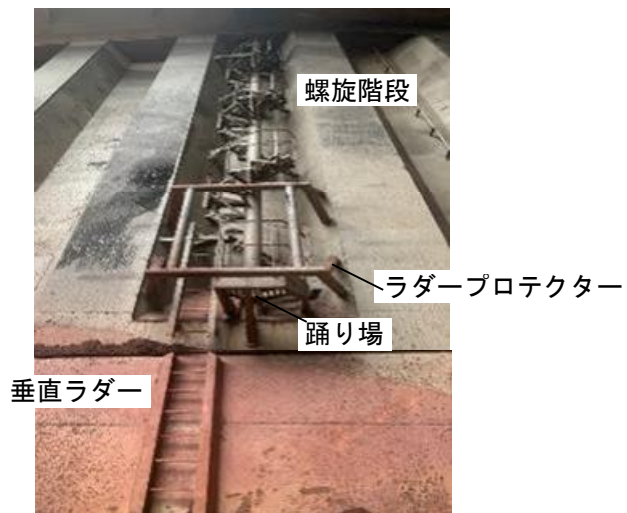


写真1 螺旋階段、ラダープロテクター及び垂直ラダーの状況  
（船倉下部から上方を撮影）

作業員は、本件船倉の揚げ荷役作業が進み、鉄鉱石粉が踊り場の下部辺りまで搬出されたので、クレーンによる搬出作業から、重機で残

りの鉄鉱石粉を集める作業に移ることとした。

作業員は、重機を本件船倉内に搬入して作業を行うに当たり、垂直ラダーの足場が鉄鉱石粉で埋まり、他の作業員が垂直ラダーを使用できない状況を確認して、重機で鉄鉱石粉を除去するため、17時50分頃、螺旋階段を使用して本件船倉に入った。

作業員は、踊り場まで降下し、垂直ラダーの下は鉄鉱石粉までの高さが約2.5mあり、ラダープロテクターの左舷側は鉄鉱石粉までの高さが約1mあったので、同プロテクターの左舷側から鉄鉱石粉の上へ移動しようとしていた。

作業員は、ラダープロテクターの左舷側の支柱を両手で保持して下を見た際、高さがあると感じて移動することをやめようとしたが、体のバランスを崩し、17時55分頃、鉄鉱石粉の上に落下し転倒した。(図2参照)

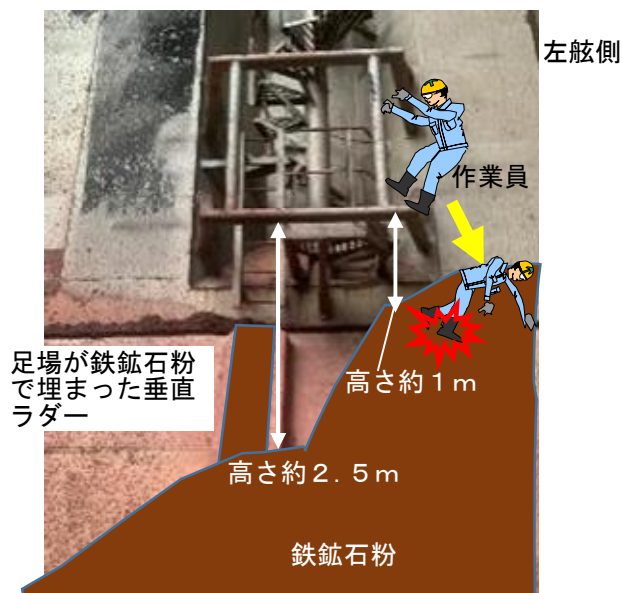


図2 作業員がラダープロテクターから落下した状況

作業員は、右足に痛みを感じたので、別の作業員に携帯電話で状況を伝え、連絡を受けた同作業員が事務所に救急車を呼ぶよう要請した。

作業員は、本件船倉内から荷役バースに移送された後、救急車で福山市所在の病院に搬送され、右踵<sup>しゅう</sup>骨関節内骨折と診断された。

#### その他の事項

- (1) 作業員の経験  
約18年5か月の荷役実務の経験があった。
- (2) 作業員の服装  
作業員は、本事故当時、作業服、ヘルメット、安全靴、皮手袋、墜落制止用器具等を着用していた。
- (3) 垂直ラダーの足場が鉄鉱石粉で埋まっていた際の状況  
A社担当者によれば、本事故以前、垂直ラダーの足場が鉄鉱石

	粉で埋まっていた際、作業員が踊り場付近から積荷の上に直接降りることがあった。
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、福山港の荷役バースに着岸して揚げ荷役作業中、作業員が、ラダープロテクターの左舷側から鉄鉱石粉の上に移動しようとしていたところ、高さがあると感じて移動することをやめようとしたものの、体のバランスを崩したことから、ラダープロテクターから鉄鉱石粉の上に落下し転倒して右足 <sup>かかと</sup> 踵を負傷したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が福山港の荷役バースに着岸して揚げ荷役作業中、作業員が、ラダープロテクターの左舷側から鉄鉱石粉の上に移動しようとしていたところ、体のバランスを崩したため、ラダープロテクターから鉄鉱石粉の上に落下し転倒したことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	A社は、本事故後、次の措置等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係会社作業員等に対し、本事故及び過去の落下による被災事例を周知した。</li> <li>・作業手順書において、以下の方法について付図を使用して注意事項を明確化するなど改定した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－積荷のある船倉内に降りる際の次の方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>－垂直ラダーが使用できる場合</li> <li>－垂直ラダーが積荷で埋まり使用できない場合</li> <li>－螺旋階段が積荷で埋まっている場合</li> <li>－船倉内の積荷を移動させて足場を確保する方法</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業員は、梯子<sup>はしご</sup>等の設備を用いて船倉内の積荷の上に降りる際、同設備の高い位置から移動することなく、安全に着地できる低い位置まで同設備を使用し、安定した足場を確認した上で移動すること。</li> <li>・作業員は、船倉内に降りる際、垂直梯子等の設備が積荷で埋没している場合には、まず積荷を排除し、体位を保持して降りることができる状態にしておくこと。</li> </ul>